

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、有価証券の売買等に必要な金銭・有価証券の預託及び振替を行っていただく上での留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の財産と分別して管理いたします。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

◎口座管理料について

- ・有価証券や金銭のお預りについては、料金を頂戴いたしません。

◎預替手数料について

- ・(株)証券保管振替機構を通じた当社以外の証券会社等への株式等（転換社債型新株予約権付社債、新株予約権、優先出資、投資口、受益権、外国証券を含みます）の預け替え、および当社以外の証券会社等への外国株式等の預け替えにおきましては、1 銘柄につき 3,300 円（税込）の預替手数料を頂戴いたします。
- ・当社が代理人（復代理人）とならない公開買付けに応募するため代理人（復代理人）である当社以外の証券会社等へ預け替えを行う場合等、預替手数料を頂戴しないことがあります。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の固有財産と分別して管理いたします。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、お取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受け付けております。

この契約の終了事由

当社の総合取引約款等に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の申し出があった場合
- この契約の対象となる口座残高が無い状態で相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の約款の変更に同意されない場合

当社の概要・連絡先

商 号 等	大和コネクト証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3186 号
本 社 所 在 地	〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目 2 番 1 号
加 入 協 会	日本証券業協会
指 定 紛 争 解 決 機 関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (略称:FINMAC) 当社との間における金融商品取引業に係る苦情・紛争の解決のため、 上記 FINMAC(連絡先：0120-64-5005)をご利用になれます。
資 本 金	95 億円
主 な 事 業	金融商品取引業
営 業 開 始 日	2020 年 5 月 27 日
連 絡 先	カスタマーサポートセンター(03-6670-3917) でお取引内容に関する お問い合わせ、ご意見や苦情等につきまして受け付けております。